

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年 7 月 1 日
【会社名】	ゼット株式会社
【英訳名】	ZETT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 裕之
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目 2 番16号
【電話番号】	(0 6) 6 7 7 9 局 1 1 7 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 林 賢志
【最寄りの連絡場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目 2 番16号
【電話番号】	(0 6) 6 7 7 9 局 1 1 7 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 林 賢志
【縦覧に供する場所】	ゼット株式会社東京支店 (東京都台東区浅草橋三丁目30番 7 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第73回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円（うち普通配当2円、特別配当3円）

総額 97,874,730円

効力発生日 2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。

変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除する。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）として、渡辺裕之、和田耕一、高橋智一、林賢志、渡辺征志、植田和昌及び宇都宮仁を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、市川義礼及び小林喜雄を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である者を除く。）7名及び監査等委員である取締役3名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額16.6百万円（取締役（監査等委員である者を除く。）分15.6百万円、監査等委員である取締役分1百万円）を支給する。なお、各取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である取締役に支給する金額は、取締役（監査等委員である者を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役にについては監査等委員である取締役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	152,828	307	-	（注）1	可決（99.80）
第2号議案	152,842	293	-	（注）2	可決（99.81）
第3号議案				（注）3	
渡辺 裕之	150,934	2,201	-		可決（98.56）
和田 耕一	152,893	242	-		可決（99.84）
高橋 智一	152,899	236	-		可決（99.85）
林 賢志	152,897	238	-		可決（99.84）
渡辺 征志	152,504	631	-		可決（99.59）
植田 和昌	152,899	236	-		可決（99.85）
宇都宮 仁	152,897	238	-		可決（99.84）
第4号議案				（注）3	
市川 義礼	152,802	333	-		可決（99.78）
小林 喜雄	152,403	732	-		可決（99.52）
第5号議案	152,654	481	-	（注）2	可決（99.69）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上